

議案第 35 号

伊賀市多文化共生センター設置条例の制定について

伊賀市多文化共生センター設置条例を次のとおり制定しようとする。

平成 28 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市多文化共生センター設置条例

(設置)

第 1 条 外国人住民と日本人住民が相互理解を深め、共に安心して暮らせる多文化共生社会を推進するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、伊賀市多文化共生センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊賀市多文化共生センター

位置 伊賀市上野東町 2955 番地

(休館日及び使用時間)

第 3 条 センターの休館日及び使用時間は、次のとおりとする。

(1) 休館日

ア 日曜日（第 2 及び第 4 日曜日を除く。）

イ 土曜日

ウ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

エ 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日（ウに掲げる日を除く。）

(2) 使用時間 午前 9 時から午後 5 時まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、休館日及び使用時間を変更することができる。

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 外国人住民の生活相談に関すること。
- (2) 多文化共生に係る情報提供に関すること。
- (3) 多文化共生を推進するための交流の促進に関すること。
- (4) その他多文化共生の推進に関すること。

(入場の制限)

第5条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設又は設備（以下「施設等」という。）を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの設置目的に反して使用しようとするとき。
- (4) その他センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(損害賠償)

第6条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。